

～ だれもがイキイキ みんな輝く ～

第2次海老名市男女共同参画プラン

ダイジェスト版



海老名市

推進するための4つの基本方針

基本方針1

男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画の意識づくりのために、情報提供を幅広く継続的に行い、また子どもの頃からの教育をはじめとして、家庭、学校、社会などのあらゆる場であらゆる人々に対して学習の機会の提供をします。

市民への意識啓発

■ 主要施策

- 男女共同参画に関する意識啓発
- 男女共同参画に関する情報の提供

子どもにとっての男女平等教育

■ 主要施策

- 人権意識向上に向けた学習機会の提供
- 男女平等教育の充実

■ 指標

項目	指標
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (5年後)



「男女共同参画社会実現のための意識づくり」
が実現すると…

男女共同参画についての理解が深まることにより、男女ともに個性と能力を発揮し、様々な生き方を選択できる社会づくりが進みます。

基本方針2

様々な分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における女性の活躍や、方針等意思決定過程への女性の参画を目指します。

女性の人材育成

■ 主要施策

- 女性の人材育成のための事業の充実
- 女性のキャリアサポート

意思決定過程への女性の積極的な参画

■ 主要施策

- 地域における女性の参画推進
- 防災分野における男女共同参画の推進
- 審議会等への女性登用の推進

■ 指標

項目	指標
女性の人材育成講座の開催回数	20回 (5年間)



「様々な分野における男女共同参画の推進」
が実現すると…

職場や地域でリーダーシップをとる女性が増えることで、意見や発想の多様化が進み、社会全体が活性化します。

基本方針3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、趣味などの様々な活動を、ライフステージに応じて自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指します。

働き方・働かせ方の改善

■ 主要施策

- ワーク・ライフ・バランスの啓発
- 仕事と家庭の両立支援等の推進

仕事と子育て・介護の両立

■ 主要施策

- 保育所・老人福祉施設等の施設整備の促進
- 子育て支援及び高齢者や障がい者の福祉サービスの充実
- ひとり親家庭への支援

男性にとっての男女共同参画

■ 主要施策

- 男性の家事・子育て・介護等への参画推進

■ 指標

項目	指標
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という用語の周知度	50% （5年後）
「女性の活躍推進事業所」表彰事業者数	10社 （5年間）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」
が実現すると…

男女がともに自らが希望するバランスで、仕事と家庭、地域、趣味など様々な活動ができる、充実した生活を送ることができます。仕事と家庭を両立し、子どもを安心して産み、育てることのできる社会になります。

基本方針4

異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

異性からの暴力を未然に防ぐとともに、被害者の自立に向けた支援を充実・強化することで、異性に対する暴力の根絶を目指します。

また、男女で異なる健康上の問題があることをお互いに理解し、生涯を通じて健康に過ごせる社会を目指します。

配偶者等からの暴力の根絶

■ 主要施策

- ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDV防止に向けた啓発活動の充実
- DV被害者に対する相談・安全確保の充実
- 被害者への自立支援の充実

異性に対する暴力の防止と人権の尊重

■ 主要施策

- メディア・リテラシーの向上
- セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

男女の生涯を通じた健康支援

■ 主要施策

- 女性の健康相談や妊娠・出産への支援
- 女性やエイズに関する正しい理解への取り組み

■ 指標

項目	指標
配偶者等からの暴力の相談窓口の周知度	100% （5年後）

「異性に対する暴力の根絶と人権の尊重」
が実現すると…

男女の人権が尊重され、安心な生活を送ることができ、心身ともに健康に生きることのできる社会になります。

基本目標

「男女共同参画のまち海老名」

男女が共に助け合い、それぞれの能力を発揮できる、豊かで活力にあふれた「一人ひとりが輝けるまち海老名」を目指した計画です。

計画の基本理念

- (1) 男女が性別によって差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮できるよう、男女双方の権利が尊重されること。
- (2) 社会の制度や慣行に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、家庭や職場などすべての分野で、男女が自由に活動できるよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、政策等の立案及び決定に男女が共同で参画する機会が確保されること。
- (4) 男女がお互いに協力して、家事や子育て、介護などの家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動との両立をできるようにすること。

計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。
ただし、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。

男女共同参画社会へ向けて

中央大学法学部教授 広岡守穂
(海老名市男女共同参画協議会アドバイザー)

男女共同参画は、国際社会が一致協力して取り組んでいる人類全体の課題です。そして世界は急速に変わっています。そんな中で、もちろん日本も大きく変わっています。30年前には、生まれ変わるとしたら男がいいか女がいいかと聞かれて、男がいいと答える女性が大勢いました。国会議員も地方議員も、9割以上が男性でした。けれども世界の国々と比べたら、日本における女性の社会進出は、実は、かなりスローテンポです。

男女共同参画の課題は、行政のあらゆる分野にまたがっています。安心して子育てしながら働くことができるようになること、会社の管理職の女性割合が高まること、DVやセクハラをはじめ、女性に対する暴力を根絶すること、などなど。それらの問題は教育や福祉やまちづくりをはじめ、さまざまな分野にあります。家庭の中にもあります。だから男女共同参画をすすめるには、企業や学校や警察やNPO団体などとの協力が欠かせません。

男女共同参画はわたしたち自身のところの中の課題です。町内会・自治会やPTAなどの役員選にも、男だから女だからという意識が顔をのぞかせます。父親が関わらないで、自分ひとりで子育てしている母親も少なくありません。仕事や家事、育児など、広い分野で男女がともに協力しあうことが、男女共同参画社会の実現に向けた第一歩なのではないでしょうか。もっと女性が社会進出しやすい社会にするには、まずは、電車で赤ちゃんを抱いている女性を見かけたら、声をかけて座席を譲るといった、ちょっとした気配りからはじまるのかもしれない。